

小規模企業者事業承継

設備投資補助金

経営者の高齢化や後継者不足に悩む企業が増えていく現状では、事業承継により、これまで培った優れた技術や経営資源を次の世代に継承していくことが重要です。

こうした状況下で、区内小規模企業者が事業承継を行うにあたり、経営基盤の強化等に必要な設備の導入や更新に要する経費の一部を補助します。

対象者

- ① 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であること。
- ② 申請日において、区内で**10年以上**同一事業を営み、**概ね3年以内**に事業承継を行い、引き続き区内で事業を継続する予定であること。
- ③ 申請日までに納付すべき住民税及び事業税を完納していること。

補助内容

補助率：**3分の2**

補助上限：**100万円**

申込期間

令和**7年4月1日**

受付開始

対象となる経費

事業承継に伴って、事業を継続していくうえで必要不可欠かつ
経営基盤強化のために行う設備の導入又は更新に係る経費で、

①～③に当てはまるもの全て

- ① 単価50万円以上かつ区内に位置する事業所に設置する設備の購入に係る経費（中古資産不可）
- ② ①の設備設置又はこれに伴う運搬に要する経費
- ③ 設備の更新に伴う既存設備の撤去に係る経費

対象外の設備の例

- ・パソコン、タブレット端末、スマートフォン
 - ・事務用ソフトウェア
 - ・プリンタ、複合機
 - ・リース契約による賃借料
- など

ご申請の流れ

STEP
1

区へ
認定申請

STEP
2

区からの認定後
中小企業
診断士
派遣

STEP
3

診断士と
事業承継計画書
設備導入計画書
作成

STEP
4

区へ
交付申請

STEP
5

区より
交付決定
通知送付

STEP
6

交付決定通知
受領後
設備導入

STEP
7

設備導入後
実績報告

STEP
8

中小企業診断士
による
計画審査・
現地調査

STEP
9

区より
補助金額確定
⇒補助金振込

認定申請 時に必要な書類

- ① 申請前確認リスト
- ② 認定申請書（別記様式第1号）

交付申請 時に必要な書類

- ① 設備導入計画書（別記様式第5号）
- ② 事業承継計画書（別記様式第6号）
- ③ 履歴事項全部証明書（法人の申請者のみ）
- ④ 直近の所得税確定申告書及び、青色申告決算書の写し
（個人事業主の申請者のみ。）
- ⑤ 直近の法人住民税・法人都民税の納税証明書（法人の申請者のみ）
- ⑥ 直近の個人住民税・個人事業税の納税証明書。
※個人事業税が非課税の場合は、所得税の納税証明書その1
（個人事業主の申請者のみ）
- ⑦ 導入設備の見積書及び明細
- ⑧ 導入設備の仕様書

問い合わせ先

文京区 区民部 経済課 産業振興係（TEL:03-5803-1173）

文京区春日一丁目16番21号（文京シビックセンター地下2階）